

国別障害関連情報 ザンビア共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICAが株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報

ザンビア共和国

目次

1. 基礎指標.....	1
1-1. 基礎指標.....	1
1-2. 障害に関する指標.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 障害関連政策.....	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	9
2-3. CRPD 批准による対応状況.....	12
2-4. 障害関連施策の状況.....	12
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況.....	18
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	18
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	18
3. 障害関連団体の活動概況.....	21
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	21
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	21
4. 参考資料.....	22

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者数割合（18 歳以上）（2015）	3
図 2 障害の原因別割合（18 歳以上）（2015）	4
図 3 障害の年齢別割合（18 歳以上）（2015）	4
図 4 障害の性別割合（18 歳以上）（2015）	5
図 5 障害者の州別居住地域（18 歳以上）（2015）	5
表 1 ザンビアの障害関連担当機関	7

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TEVET	Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training	技術教育・職業訓練・起業家育成訓練
TEVETA	Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority	技術教育・職業訓練・起業家育成訓練機構
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
ZAPD	Zambia Agency for Persons with Disabilities	ザンビア障害者機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,291.34 米ドル	2019 年
セクター別政府支出		
保健医療（対 GDP 比）	4.47 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.6 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.23 %	2016 年

人口

総人口	17,861,030 人	2019 年
男性人口比率	49.51 %	
女性人口比率	50.49 %	
都市人口比率	44.07 %	
農村人口比率	55.93 %	
平均余命（全体）	63.51 歳	2018 年
男性	60.53 歳	
女性	66.45 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	
新生児死亡率（1,000 人当たり）	23.3 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	7 年	
義務教育年数	7 年	
成人識字率（全体）	86.7 %	2018 年
男性	90.6 %	
女性	83.1 %	

就学率

初等教育 ² （総就学率）		2017 年
全体	98.72 %	
男子	97.54 %	
女子	99.90 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

² 7～14 歳

中等教育（総就学率） ³		1994 年
全体	19.93 %	
男子	N/A	
女子	N/A	
高等教育（総就学率） ⁴		2012 年
全体	4.1 %	
男子	4.8 %	
女子	3.5 %	

雇用

失業率（全体）	11.4 %	2019 年
男性	10.7 %	
女性	12.2 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ザンビア共和国（以下、「ザンビア」）では、憲法第 266 条（2016 年改定）で障害とは「永久的な身体的、精神的、知的、または感覚的障害があり、障害単独または社会環境による障壁と相まって、完全かつ効果的に活動へ参加あるいは機能を果たす能力を妨げられている状態」と定義されている。

障害者法（1996 年成立、2012 年改定）では、障害とは「永久的な身体的、精神的、知的、または感覚的障害があり、障害単独または社会環境による障壁と相まって、他者と対等で完全かつ効果的に社会に参加する能力を妨げられている状態」と定義されている。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

これまでに実施された障害関連項目を含む主な調査を以下に示す。

- ・ 国勢調査：1969 年、1980 年、1990 年、2000 年、2010 年（2020 年実施中）
すべての国勢調査で障害者に関する項目が含まれる。
- ・ 全国障害調査：2015 年
障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セット及び子ども機能モジュール（Module on Child Functioning）⁵の初期版が使用され、国際生活機能分類に基づいて質問項目が設定された。障害者が調査計画から携わった。本調査は全国 10 州で実施した標本調査であり、許容誤差は 1.5%としている。

³ 14～16 歳

⁴ 16～19 歳

⁵ ワシントン・グループ及び国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）が子ども（2～17 歳）用に開発した機能障害のアセスメントツール。

- ・ 教育統計広報：毎年集計（2004年～2016年の統計広報が教育省のホームページ上に公開されている）
初等・中等教育の公立学校に通う障害のある児童・生徒数が性別、学年別、州別に示されている。
- ・ 障害管理情報システム（Disability Management Information System: DMIS）：2018年～国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」）の支援のもと、ザンビア障害者機関（Zambia Agency for Persons with Disabilities。以下、「ZAPD」）が主体となり、障害者情報を集約するシステムを構築した。

1-2-3. その他統計

18歳以上の障害者数（全体） ⁶	総人口の 10.9%	2015年
男性	総人口の 10.5%	
女性	総人口の 11.3%	

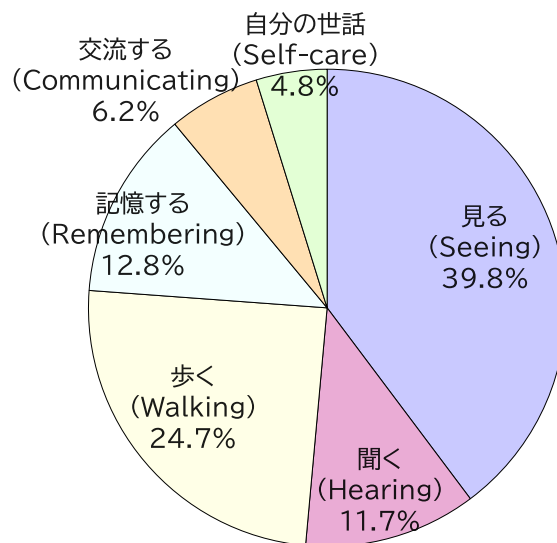


図1 制限のある生活機能別の障害者数割合（18歳以上）（2015）

出所：ザンビア全国障害調査（2015年）を基に調査チームが作成

⁶ ザンビア全国障害調査（2015年）。標本調査のため、全国の障害者数のデータなし。

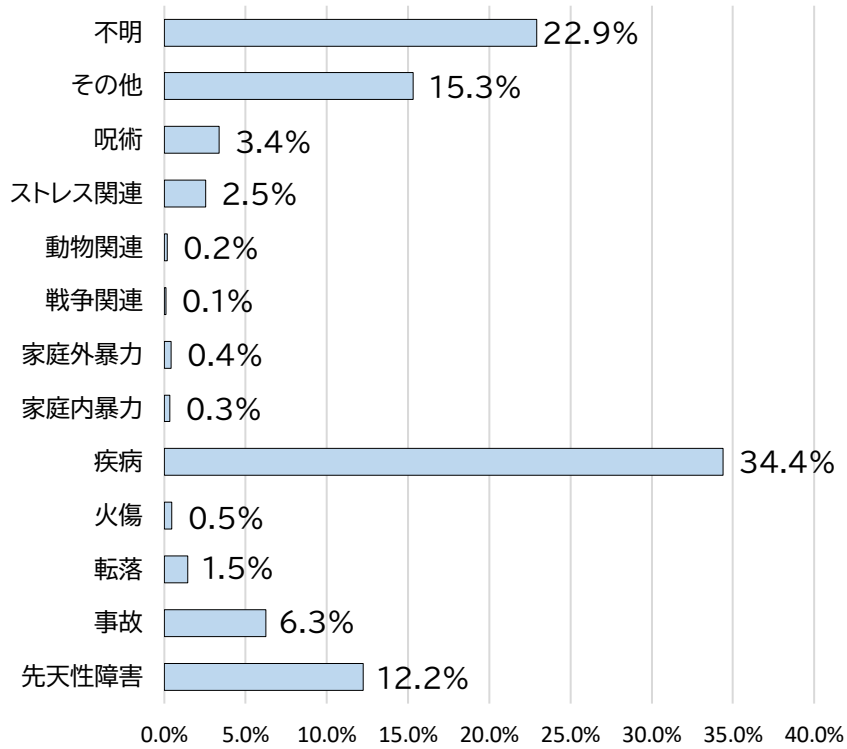


図2 障害の原因別割合（18歳以上）（2015）

出所：ザンビア全国障害調査（2015年）を基に調査チームが作成

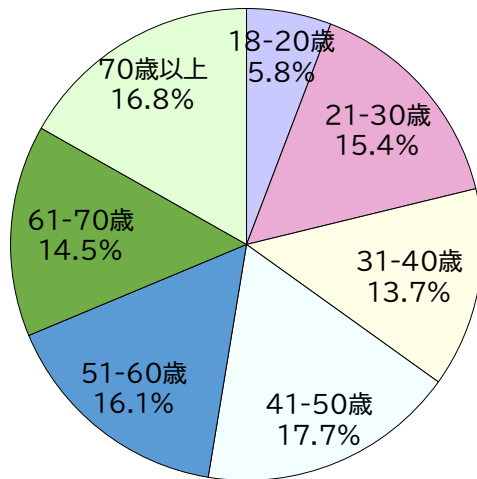


図3 障害の年齢別割合（18歳以上）（2015）

出所：ザンビア全国障害調査（2015年）を基に調査チームが作成

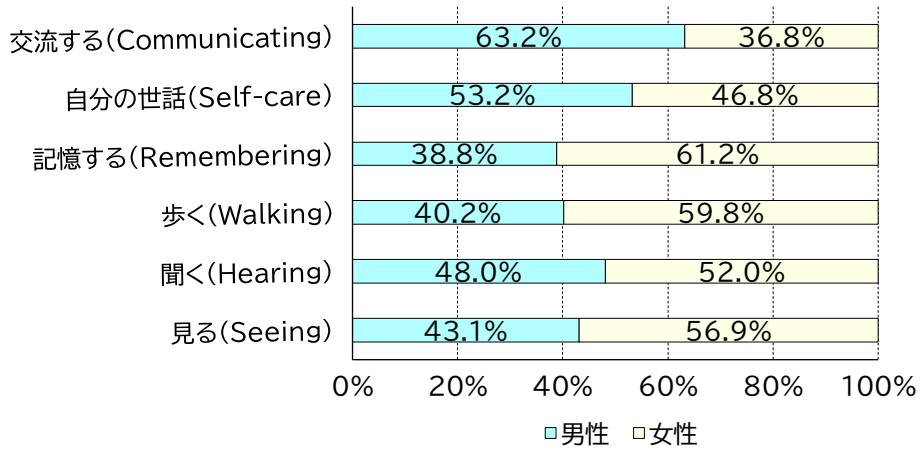


図4 障害の性別割合（18歳以上）（2015）

出所：ザンビア全国障害調査（2015年）を基に調査チームが作成

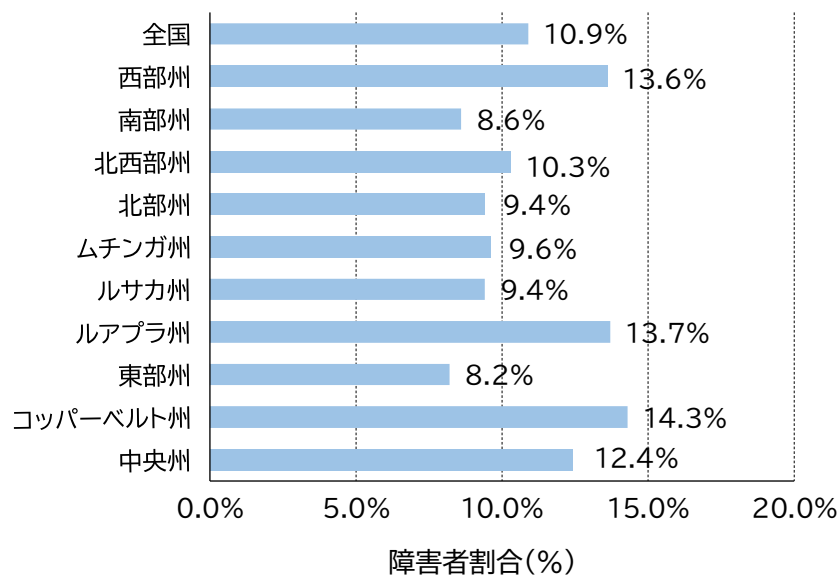


図5 障害者の州別居住地域（18歳以上）⁷（2015）

出所：ザンビア全国障害調査（2015年）を基に調査チームが作成

⁷ ザンビアは10つの州（Province）から構成され、州の下に計117の郡（District）がある。中央州（Central Province）、東部州（Eastern Province）、北部州（Northern Province）、北西部州（North Western Province）、南部州（Southern Province）、西部州（Western Province）は州の名称であり、地域を指すものではない。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁸

障害は分野横断的な対応が必要とされることから、1996年の障害者法により ZAPD が設立され、地域開発・社会事業省の管轄下において各障害関連機関の調整を行っている。国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）批准後も中心機関として国や国際機関との協力や連携、障害に関する政策策定、障害者の問題の明確化、障害者の実態把握に努めている。また、分野横断的アプローチとして、すべての省庁及び政府機関において障害問題担当者を任命し、障害関連政策の実施とモニタリングを行っている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関⁹

ザンビアの障害関連担当機関を表 1 に示す。障害者の職業訓練は以下の組織の管轄となる。

機関名称	技術教育・職業訓練・起業家育成訓練機構（Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority。以下、「TEVETA」）
機関メンバー	高等教育省の管轄
役割と実施状況	<p>職業訓練や起業家育成を目的として設立され、障害者の就労に関わる教育についても主導しており、以下の役割を担っている¹⁰。</p> <p>2019年の年報によれば、全国で職業訓練を行う 239校が技術教育・職業訓練・起業家育成訓練（Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training。以下、「TEVET」）に登録している¹¹。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困削減に貢献し、労働市場への熟練者の数を増やすために TEVET へのアクセスを増加させる ・ TEVET における科学技術関連課程への女性の参加を増加させる ・ TEVET への障害者の参加を促進する ・ 雇用創出のための起業家スキルの開発と促進を行う ・ 非公式セクター事業者の正式な零細・小規模事業者への転換を支援し、促進する ・ 現在及び将来の労働市場の需要を満たすために、適切な資格制度や品質保証方法を開発する

⁸ CRPD 政府報告に基づいて記載。

⁹ CRPD 政府報告に加え、各省庁ホームページを参照。https://www.cabinet.gov.zm/?page_id=5370（参照 2021-01-12）

¹⁰ https://www.mohe.gov.zm/vocational-education-and-training/（参照 2021-01-12）

¹¹ TEVET（2020）Annual Report 2019 参照。

表 1 ザンビアの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	地域開発・社会事業省 (Ministry of Community Development and Social Services)	<ul style="list-style-type: none"> 現金給付等各種社会保護プログラムの実施 ZAPD の管轄 <p>2014 年～2016 年は地域開発・母子健康省として編成されていた。2016 年以降、再び地域開発・社会事業省となった。</p>
2	労働・社会保障省 (Ministry of Labour and Social Security)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用及び社会保障に関する政策や法案の作成、見直し 社会保障の権利について国民に周知する 社会保障の保障内容の見直し、モニタリング 年金プログラムの調整
3	保健省 (Ministry of Health)	<ul style="list-style-type: none"> 保健サービスに関する政策や法案の制定、見直し リハビリテーション部門の認可、人材配置 リハビリテーション専門職の育成、登録
4	教育省 (Ministry of General Education)	<p>教員教育・特別サービス局がインクルーシブ教育及び特別支援教育を主管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の実施手順書の作成 インクルーシブ教育に関する教員の育成、能力強化
5	高等教育省 (Ministry of Higher Education)	<ul style="list-style-type: none"> TEVETA 及び 28 の研修機関を法定組織として持つ 社会的脆弱層の児童・生徒を対象とした奨学金の提供 <p>2016 年科学・技術・職業訓練省が再編され、高等教育省となった。</p>
6	交通・コミュニケーション省 (Ministry of Transport and Communications)	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関のアクセシビリティ確保、規定の周知、見直し 情報通信技術機関を法定機関として持つ 情報通信技術面での障害者のアクセシビリティ確保、政策策定や法律の見直し 情報通信技術製品やサービス提供に関する行動規範及び消費者保護手順書の作成

出所：各省庁ホームページを基に調査チームが作成

国内調整機関

機関名称	ザンビア障害者機関（ZAPD）
構成メンバー ¹²	各障害関連省庁代表者、障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）、支援団体の代表者、各 10 州の支局に配置された調整員等。理事会メンバーに障害者を含む。
役割と実施状況	<p>1996 年障害者法に基づいて設立された。調整、規制介入、関係機関の協力関係構築、啓発活動を通して、包摂的社会サービスの提供を調整・規制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に関連する事項の省庁間の協力や調整確保 ・ 政策の立案、障害者へのサービス提供の立案、実行、監視 ・ 障害者の権利保護や推進に関する実務 ・ 関係機関の運営管理・モニタリングや障害者対応の監視 ・ 農場や生産所の経営を通じた運営資金の調達

独立した監視機関

委員会名称	ザンビア人権委員会（Human Rights Commission）
委員会メンバー	国民議会の批准を条件に大統領により委員が任命される 各部署の人事は委員により任命される
役割と実施状況	<p>1996 年の人権法及び 2016 年の憲法改正に沿って、独立機関として設立された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利と自由の遵守状況の調査及び報告 ・ 権利と自由が侵害された場合の適切な救済措置確保 ・ 障害者の人権促進に関する啓発活動の実施 ・ CRPD や障害者法に関する情報発信 <p>アフリカ国家人権機関ネットワークに加盟しており、CRPD に基づいた CRPD モニタリングツールを開発した。このツールはザンビアで試用され、すぐに使用できる状態になっている。</p>

【地方政府行政】

ZAPD は全 10 州に支所を持ち、各支所に責任者を配置している。また、地域開発・社会事業省は各州、各郡及び各地区に実務実施機関を持ち、障害関連の業務を行っている。

¹² ZAPD（2017）Strategic Plan 2017-2021 参照。

2-2. 障害関連法律の詳細¹³

ザンビアの憲法は1991年に制定され、1996年と2016年に改正された。障害者を含むすべての国民は法の下に平等であり、平等に法の保護と利益を受けるとされている。障害に関する法律は、2012年に大きく改正され、CRPDに沿うかたちで障害を人権の問題として捉え、障害者は尊厳を持って扱われる権利を有しているとされる。

法律名	障害者法 (Persons with Disabilities Act)
施行年	1996年、2012年改正
概要	<p>1996年時点では、ZAPDの設立とその役割を規定し、障害を定義した。CRPD批准後の2012年、以下に示す改正が行われた。障害者の権利について、障害者法は他のいかなる法律より優先される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者本来の尊厳の尊重、自らの選択の自由を含む障害者の自立についての言及 ・ 障害の定義の医学モデルから社会モデルへの移行 ・ 機会均等及び包摂的社会への取り組み ・ 障害に基づく差別や蔑称、合理的配慮、ユニバーサル・デザイン、アクセシビリティ等用語の定義 ・ 差別禁止及び合理的配慮の提供義務の規定 ・ 公立学校建設におけるユニバーサル・デザイン基準の設定

本法ではアルビノについての定義を含まないが、今後の改正で含める方針としている。障害の定義は法律によって異なり、ザンビア政府は、以下に示す既存の法律では、精神障害者や知的障害者に対して「精神異常 (unsound mind)」や「精神遅滞 (mentally retarded)」、「愚か者 (idiot)」等の蔑称が使用されていることを認識している。早急な法改正に向けて対応を行っている。

- ・ 精神障害法 (Mental Disorders Act) ⇒ 2019年に精神衛生法 (Mental Health Act) として、CRPDに沿う内容に改正された
- ・ 刑法 (Penal Code)
- ・ 刑事訴訟法 (Criminal Procedure Code)
- ・ 刑罰法 (Prisons Act)
- ・ ザンビア市民法 (Citizens of Zambia Act)
- ・ 選挙管理法 (Electoral Commission Act)

¹³ CRPD 政府報告に基づき記載。

法律名	教育法 (Education Act)
施行年	2011 年
概要	すべての児童・生徒の 1~7 学年の義務教育を受ける権利を保障する。いかなる理由があってもこの権利を妨げることはできず、特別な条件や個人の多様性を考慮したうえで、インクルーシブな環境のもと教育を提供することを定めている。

法律名	労働法 (Employment Act)
施行年	2015 年
概要	雇用主に対し、障害を理由とした直接的・間接的な差別、ハラスメント等を禁止している。

障害者政策

ザンビアは 2020 年に国連持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) の自発的国家レビューを行った。SDGs ゴール 1「貧困」及びゴール 2「飢饉」の進捗において、各種社会保護制度の対象となっている障害者について言及されており、障害課題への取り組み実績が述べられている。

国会議員の障害者議席割当て制度はないが、障害のある女性が 2011 年~2016 年に総務省の事務次官を務め、ZAPD 事務局長や ZAPD の理事長、他の理事メンバーにも障害のある女性が任命されたことが CRPD の政府報告に記載されている。

ザンビアの障害に関連する主な政策は以下のとおりである。

国家計画

政策名	国家長期ビジョン 2030 (Zambia Vision 2030)
施行年	2006 年~2030 年
概要	<p>中所得国家へと発展するための長期指針であり、本ビジョンに基づいて 5 カ年国家開発計画を立案している。</p> <p>2016 年以降、国家パフォーマンス枠組み (National Performance Framework) が用いられ、9 つの長期成果及び指標が定められた。5 つ目の「平等と権利が保障された社会」において障害者の権利保障について中所得国が達成したレベルで達成を目指すとしている。</p>

政策名	第7期国家開発計画（7 th National Development Plan）
施行年	2017年～2021年
概要	分野横断的緊急課題への戦略として、高齢者と障害者について記載されている。高齢者や障害者が社会にとって生産性のあるメンバーとして労働市場に参加すること、インフラ整備、社会保障（保健、教育、職業訓練、起業機会）へのアクセス確保が挙げられている。具体的な指標として、障害者の雇用率を2005年45.5%から2021年55%に改善することが示されている。

地域開発・社会事業政策

政策名	国家社会保護政策（National Social Protection Policy）
施行年	2014年
概要	5つの柱（保護、生活、社会扶助、社会保障、障害）を基本指針とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活水準担保のための包摂的社会扶助プログラムの実施 ・ 社会的現金給付（Social Cash Transfer）：障害者を含めた社会的脆弱層を対象とする給付金プログラムの実施

政策名	国家障害政策（National Policy on Disability）
施行年	2015年
概要	建物、情報、サービスへのアクセシビリティを保障するための枠組みであり、障害を理由としたアクセス拒否を禁止している。 移動に障害が生じる者に対する支援機器の購入資金提供を行う。

教育政策

政策名	国家教育政策（National Policy on Education: “Educating our Future Policy”）
施行年	1996年
概要	特別支援教育を必要とする児童・生徒について、CRPDに沿うかたちで今後見直しを行うとしている。

政策名	職業訓練における障害政策（Disability Policy on Training）
施行年	2007年
概要	科学・技術・職業訓練省（現高等教育省）が障害者の訓練課程へのアクセスを確保するために講じた政策であり、訓練施設におけるユニバーサル・デザインや合理的配慮の推進を目的とした。

2-3. CRPD 批准による対応状況

2008年5月9日ザンビア政府はCRPDに署名し、2010年2月1日に批准した。選択議定書には2008年9月29日に署名したが、批准には至っていない。ザンビア政府は2017年9月19日に障害者権利委員会にCRPDに係る政府報告書（以下、「政府報告」）を提出し、受理されている。市民社会やDPOから3つのパラレルレポート¹⁴が出された後、障害者権利委員会から2020年9月17日に質問事項が提示された。

2-4. 障害関連施策の状況¹⁵

① リハビリテーションを含む医療サービス

国家障害政策では、障害者による質の高い保健サービスへのアクセスを向上する必要性を認識し、無償または支払い可能な価格にて性と生殖の健康や公衆衛生分野を含む保健医療サービスの提供を規定している。また、障害の早期発見と適切な介入、機能障害の最小化と拡大防止を目的としたサービスの提供についても規定している。政府報告においてザンビア政府は、障害者のHIV感染に対する脆弱性や障害者のニーズに対応した介入の必要性を認識している。性と生殖の健康に関する保健サービスへのアクセスについても、啓発活動を通してよりアクセシビリティを強化する対策を講じるとしている。

リハビリテーションは、ZAPDが管轄するリハビリテーションセンターや高次医療機関において提供されている。障害者法や国家障害政策では、リハビリテーション専門職やリハビリテーションセンターの職員に対して継続的な研修を実施し、知識や能力の向上を図ることで、障害者の社会への参加を促進すると規定している。支援機器は主に海外からの支援に頼っており、杖、松葉杖、歩行器、車いす、三輪車いす、サングラス、義肢等が提供されている。

パラレルレポートでは、医療が無償または支払い可能な料金でアクセスできる一方で、医療従事者に対する障害者への支援方法に関する意識改革が進んでおらず、保健サービスの提供において、尊厳が維持されない点が指摘されている。障害者に対する偏見や差別的な態度は、障害者のHIV感染に関する情報や検査、治療へのアクセスを妨げており、早急な意識変革が必要であることが強調されている。また、保健に関する情報を点字で提供したり、保健施設に手話通訳が可能な人材を配置する等、視聴覚障害者に配慮する措置も求めている。また、同パラレルレポートでは、ZAPDが管轄するリハビリテーションセンターには専門職が十分に配置されておらず、ほとんどが機能していない点を指摘している。それ以外では高次医療機関でしか提供されておらず、特に農村部では交通費の問題からほとんどの障害者がリハビリテーションにアクセスすることができない現状が指摘されている¹⁶。

¹⁴ 提出団体は、1) ディスアビリティ・ライツ・ウォッチ、2) アンダー・ザ・セイム・サン、3) ザンビア人権評議会 (Human Rights Commission Zambia)

¹⁵ 政府報告、パラレルレポートを基に記載。

¹⁶ ディスアビリティ・ライツ・ウォッチ及びザンビア人権評議会によるパラレルレポート参照。

② 教育

障害者法では、「障害者は障害を理由に通常学校から排除されてはならない」また、「障害を理由に無償の義務教育、中等教育、高等教育から排除されてはならず、居住地域のすべての教育レベルにおいてインクルーシブ教育にアクセスできる」とされている。同法はさらに、障害者の権利が侵害された場合の罰則も規定しており、例として親権者が障害児を学校に通わせないことや学校側が障害を理由に入学を拒否すること等を権利の侵害として挙げている。

インクルーシブ教育への移行に伴い、ザンビア政府は教員への研修を多数実施しており、教員の点字や手話の学習も研修内容に含まれている。また、初等から高等教育まで点字や手話をカリキュラムの中に組み込み、視聴覚障害者のアクセシビリティ確保に努めている。高等教育省では、社会的脆弱層の児童・生徒に高等教育進学への奨学金を提供しており、このうち 10%は障害のある生徒のために確保している。障害のある教員の公立学校での雇用や障害のある生徒の公立大学入学に関しては、積極的是正措置が適用されている。

パラレルレポートでは、法改正やインクルーシブ教育に関する政策をはじめとする政府による一定の努力を認めているものの、教員のインクルーシブ教育に対する理解が低く、質が担保された教育が行われていない点、視聴覚障害者のための設備や学習教材の不足及び教員のコミュニケーション能力の不足により視覚障害者が十分な教育を受けられない点、学校の建物のアクセシビリティが確保されていない点等が指摘されている。また、教員や児童・生徒の間に存在する障害に対する根深い偏見や差別が大きな障壁となっている点を指摘しており、啓発活動の強化を求めている¹⁷。

③ ジェンダーと障害

ザンビア政府は、国連女子差別撤廃条約や人及び人民の権利に関するアフリカ憲章に基づくアフリカにおける女性の権利に関する議定書（Protocol to the African Charter on Human and People's Rights on the Rights of Women in Africa）、南部アフリカ開発共同体ジェンダー開発議定書等を批准しており、また、国内の憲法や法律、政策においても女性及び女兒への差別を禁止し、平等な社会参加を保障している。特に、障害のある女性が複数の差別に直面していることを認識しており、障害のある女性の平等な社会参加を確保するための措置を講じている。具体的には、ジェンダー省、地域開発・社会事業省、教育省が協同して実施する「女子教育・女性生計エンパワメント・プロジェクト（Girl's Education and Women's Empowerment and Livelihood）」において、極度に貧しい農村部の女性 7 万 5,000 名を対象とした生計支援や、低所得世帯の青年期女子（Adolescent girls）1 万 4,000 名を対象とした中等教育進学支援を行っている。本プロジェクトでは、障害のある女性や女兒を脆弱な集団として意図的に対象として選定し、社会参加や自立した生活の促進を図っている。

¹⁷ ディスアビリティ・ライツ・ウォッチ及びザンビア人権評議会によるパラレルレポート参照。

2011年に制定された反ジェンダー暴力法では、ジェンダー暴力に対する措置を示している。なかでも新しい試みとして、ワン・ストップ・センターを地域に設置し、ジェンダー暴力を受けた女性や女兒を対象に、相談、照会、法的支援、リハビリテーション、医療サービス等を無料で提供している。さらに、ジェンダー暴力のケースに対し、即座に裁判手続きを開始する制度を一部の裁判所で試験的に導入している。

パラレルレポートでは、障害のある女性が家計支援プロジェクトやその他の社会支援サービスにアクセスする機会が非常に限られており、恩恵を受けているのはごく一部であると指摘し、対象数の拡大やその他の追加措置を求めている。また、障害のある女性が社会の意思決定機関にほとんど携わっていない現状について指摘がなされ、これは、教育機関における機会の不均等が影響していると考察している。例として、2020年までにザンビア大学を卒業した障害のある女性は1名のみ（聴覚障害者）であることを示し、積極的是正措置をはじめとするなんらかの対策の検討を求めている¹⁸。

④ 訓練・雇用、就労支援

障害者法において、障害者は雇用に関するいかなる場面においても障害を理由とする差別を受けないとされており、平等な権利を保障している。政府報告によれば、ILOの支援によって実施されたディーセントワーク・プログラムによって、障害者を含む対象集団に対し、より整備された雇用機会がより多く確保された。障害のある被雇用者は、税金還付措置が適用されている。障害者雇用は政府機関で最も進んでおり、中でも教育省では、労災等により障害を負った職員の多くが復帰を果たしている。障害者法にて割当て制度が推奨されているが、具体的な数値は示されておらず法的効力は持たない。5%の割当て枠が検討されたまま、未だ実効に至っていない。政府報告によれば、雇用者側に障害者に対する偏見が未だ根強く、障害者を雇用すると経済的損失が生まれるというイメージが払拭されていないことが、障害者雇用を阻んでいる。また、多くの求人情報が新聞やインターネットを通して掲示されており、障害者がアクセス可能な媒体で掲示されていないことも、障害者雇用率が低い原因であると政府報告の中で述べている。

就業促進のための職業訓練は、TEVETAが管轄する訓練校にて行われている。障害者国家政策では、障害者の平等なTEVETへの入学機会を保障している。

パラレルレポートでは、2015年の全国障害者調査により示された、公的機関に比べ非公式セクターで働く障害者の方が圧倒的に多いという結果に基づき、障害者の労働市場への参入の保障を強く求めている。障害者割当て制度についても、早急な法的施行を求めている。加えて、TEVETをはじめ、高等教育への障害者のアクセスは制度的にも物理的にも障壁が多く、結果として障害者が技術を習得したり学んだりする機会が制限され、労働市場に平等

¹⁸ ディスアビリティー・ライツ・ウォッチ及びザンビア人権評議会によるパラレルレポート参照。障害のある男性の卒業生数については記載がない。

に参入できない現状を訴えている¹⁹。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

障害者法は、障害者の適切な生活水準を確保し、自立した生活を保障するための社会保護措置を定めなければならないと規定している。国家社会保護政策の一つとして、低所得者層に社会的現金給付を行っている。重度障害者は給付対象に含まれ、障害者がいる対象世帯では、障害者がいない世帯の2倍の金額が支給される。本制度は2003年より5地区で試行が開始され、段階的に全国に展開が始まり、2014年以降すべての地域が対象となった。SDGs自発的国家レビューによれば、2019年は632,327世帯（全人口の19.5%）が受給し、このうち約11%が障害者のいる世帯であると報告されている。給付金額は、2016年時点で70クワチャ/月（約760円）²⁰であり、対象世帯に一律に給付される²¹。しかしながら、ほとんどの障害者は住宅、食料、清潔な水、教育等の基本的ニーズを満たす余裕がなく、多くの困難を経験し続けている現状を政府報告で述べており、社会保護プログラムの受益者数増加を図っている。

現金給付のほか、障害者の生活改善を目的とした障害者国家信託基金（National Trust Fund for Persons with Disabilities : NTFPD）では、融資を提供している。また、ZAPDが生活水準の向上を目的として、障害者個人や集団を対象とした助成金制度を実施している。この制度では、障害者が農業を行うための土地準備支援や農業資材の無料提供を行っている。同時に、農業を行う障害者は、農業省の「農民肥料支援プログラム」を通して農業資材の助成を受けることが可能である。青少年に対しては、青少年・スポーツ・児童発達省が、障害者を含む青少年を対象に、収入創出活動を支援する融資を行っている。

パラレルレポートでは、社会的現金給付の対象審査について、医療診断書に基づく医学モデルによる審査しか行われず、社会的側面が考慮されていない点について疑問が呈されている。同レポートによれば、ILOが介入を行い、審査基準改訂版の試行が行われたが、2020年時点で実施に至っていない。また、障害者国家信託基金は著しい資金不足に直面しており、融資プログラムはほとんど機能していない現状について指摘がなされている²²。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

政府報告には、「一般的に都市内の道路には、障害者に配慮した歩道はおろか、歩行者に優しい歩道がないことを認識している。そして、この状況を改善するには、甚大な努力が必要であることも認識している。」と述べられている。障害者法では、視覚障害者のための音声信号の設置、車いす利用者のための縁石ブロックの切り下げ、スロープの整備、歩行者用

¹⁹ ディスアビリティ・ライツ・ウォッチ及びザンビア人権評議会によるパラレルレポート参照。

²⁰ 1クワチャ=10.78円（2016年9月OANDAレート）2020年の最低賃金は約1,520クワチャ/月（約7,400円）
<http://www.salaryexplorer.com/salary-survey.php?loc=242&loctype=1>（2021-01-12参照）

²¹ 一律金額については、Pedro Arruda参照。

²² ディスアビリティ・ライツ・ウォッチによるパラレルレポート参照。

踏切や鉄道ホームの点字ブロック設置、適切な場所への警告信号の設置や標識掲示を求めている。政府は、車いす利用者がアクセス可能な歩道、点字ブロック、警告信号を含む道路の建設を開始している。さらに、建設中のショッピングモールやホテルには、障害者のアクセシビリティを確保した設計が用いられている。また、首都ルサカ市の空港は、障害者のアクセシビリティを確保した建設を行っている。地方都市のリビングストンでは、市場やバスターミナルにおいて、障害者がアクセス可能な設備が整っている。これらの分野で部分的な前進が見られる一方で、障害者のアクセシビリティに対するニーズが、開発のあらゆる分野で満たされるよう努力を続けると述べられている。

障害者法において、公私の交通機関が障害者用座席を確保することや、交通費に障害者用譲許料金が適用されることが規定されている。しかしながらパラレルレポートでは、これらの規定が交通機関の運営側にも利用者側にも周知されておらず、ほとんど遵守されていないことが指摘されている。特に車いすで移動する障害者は、乗り物の中の空間を大きく要することから、乗車を拒否されるケースが多いとの報告も記載されている²³。

・ 防災

障害者法では、地域開発・社会福祉省が武力紛争や人道的緊急事態、自然災害等の危険な状況下における障害者の保護と安全のための措置を講じることを求めている。ザンビア政府は、2010年に防災、緊急対応、復興の指針とする災害管理法（Disaster Management Act）を制定した。同法は、災害管理軽減ユニット（Disaster Management and Mitigation Unit）²⁴、州災害管理委員会、地区・小規模災害管理委員会、国家災害救援基金の設立を規定している。これらの委員会には障害者が参加している。災害管理軽減ユニットは、洪水等の自然災害の際に、障害者に救援用の食糧や一時的な避難所を提供する役割を担っている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 ²⁵	<p>【研修員受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年研修：障害者支援制度コース（2010年3名） ・ 課題別研修：地域活動としての知的障害者支援（2011年） ・ 課題別研修：アフリカ障害者地域メインストリーミング研修（2011年） <p>【無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルサカ南部地域居住環境改善計画（2011年）
--------------------	--

²³ ディスアビリティ・ライツ・ウォッチによるパラレルレポート参照。

²⁴ 同ユニットは1994年に副大統領府の法定組織として設立された。国家の防災目標達成を実行する責任機関である。
<http://www.dmmu-ovp.gov.zm/#>（参照 2021-01-23）

²⁵ 内閣府障害者白書、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」）（2015）『課題別指針：障害と開発』、JICA「障害と開発への取り組み」パンフレット参照。研修員受け入れとボランティア事業については、JICA ザンビア事務所への質問票調査の回答を基に記載。

	<p>【草の根技術協力プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソルウェジ市視聴覚障害をもつ児童のための学習センター建設計画 (2016 年) <p>【ボランティア事業】</p> <p>青年海外協力隊 (障害児・者支援、理学療法士、作業療法士、義肢装具政策、職業訓練、特別支援教育)</p>
<p>他ドナー</p>	<p>【ILO】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PEPDEL プロジェクト²⁶ (2002 年～2011 年) ・ 働きがいのある人間らしい仕事 (Decent Work) プログラム (2008 年～2011 年) ・ INCLUDE プロジェクト²⁷ (2008 年～2011 年) ・ 障害管理情報システムの構築 <p>【ドイツ復興金融公庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部州の学校における障害者のアクセシビリティを確保したトイレや衛生設備の建設 <p>【アフリカ開発銀行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルアプラ州、西部州における障害者のアクセシビリティを確保した水・衛生施設建設プロジェクト <p>【UNICEF】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害、社会包摂について、担当省と政策作成や実施を支援している。 ・ 2015 年に実施された全国障害調査の資金及び技術支援を行った。 <p>【Leonard Cheshire Disability】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1973 年からザンビア支所にて活動を行っている。障害者権利推進、インクルーシブ教育、地域に根ざしたリハビリテーション (Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」)、子どものエンパワメント、災害危機管理、ジェンダー暴力撲滅等活動は多岐にわたる。 <p>【Save the Children】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1983 年からザンビア支所にてさまざまな活動を行っている。障害分野では、幼児教育や基礎教育学年におけるインクルーシブ教育の実現を支援している。

²⁶ PEPDEL とは、Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation の略である。障害に関する法律と政策に関する支援であり、障害研修や雇用関連の法律や政策等を検討し、改革を支援した。

²⁷ INCLUDE は、Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service を表す。政策や各サービス (研修、雇用、起業やマイクロ・ファイナンス) での障害インクルージョンを目指した。

	<p>【World Vision】 1981年からザンビア支所にて保健、栄養、教育、経済的自立、水・衛生をはじめとしたさまざまな活動を行っている。障害に特化したプロジェクトは確認できないが、社会的脆弱層を対象とした活動を行っている。</p>
--	--

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況

政府報告によれば、南部州のカズングラ郡、リビングストーン郡、ジンバ郡で CBR プログラムが導入されており、ザンビア全国に段階的に拡大する計画がある。CBR プログラムは、DPO を通じて、教育、保健、雇用、社会福祉、障害者のエンパワメントなど分野横断的な活動を展開している。また、ザンビアは CBR アフリカネットワークにも加盟しており、2018 年には総会を主催するなど積極的な活動が確認される²⁸。しかしながら、その資金は国際機関に依存しており、ザンビア政府からの資金がほとんど配分されていないことがパラレルレポートにて指摘されている。ザンビア政府の CBR プログラムに対するオーナーシップは欠如しており、どのような政策によって全国展開していくのか、同パラレルレポートにおいて疑問が呈されている²⁹。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況³⁰

2021 年 1 月時点で、ザンビアはマラケシュ条約に署名していない。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

国家公衆衛生機関の情報³¹によれば、ザンビアでは 2021 年 1 月 21 日時点で新型コロナウイルス感染者累計は 4 万 2,213 人であり、うち 3 万 1,522 人は回復し 597 人が死亡している。2020 年 3 月 26 日、国内封鎖実施の可能性が検討されたが、経済への影響を鑑みてその決定は持ち越された。ザンビア政府は、国境管理に加え、以下のような対応を行った。なお、2020 年 12 月末以降、新規感染者数が急増していることを受け、対策は現在進行形で更新されている。

- ・ 感染予防 5 原則（①マスク着用、②石鹸を使用した頻回の手洗い励行、③フィジカル・ディスタンスの確保、④群衆を避けて家にいる、⑤症状が出たら直ちに医療サービスを求める）の周知徹底
- ・ 宗教的、政治的集会や結婚式及びそれに伴う各種行事の延期推奨

²⁸ <https://afri-can.org/?s=zambia>（参照 2021-01-12）

²⁹ ディスアビリティ・ライツ・ウォッチのパラレルレポート参照。

³⁰ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start_year=ANY&end_year=ANY&search_what=C&code=ALL&treaty_id=843（参照 2021-01-14）

³¹ <https://rtc-planning.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/3b3a01c1d8444932ba075fb44b119b63>（参照 2021-01-23）

- ・ 貧困対策や社会的脆弱者支援（高齢者、女性、青少年、障害者）のための既存の社会的現金給付の活用
- ・ 教育省によるラジオやテレビを通じた遠隔教育の実施

ザンビアにおいては CRPD に関するパラレルレポートが 2020 年 7 月に提出されていることから、コロナ禍が障害者に与えている影響についても同レポートで報告されている。以下、レポートからの情報を含め、ザンビアにおいてコロナ禍が障害者に与えている影響について述べる。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

社会的現金給付のスキームを活用した緊急現金給付や食料支給が国連機関をはじめとする多数の開発パートナーの支援により実施されている³²。これらは障害者や高齢者、難民を含む社会的脆弱者層を対象としている。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

保健省に加え、さまざまな国際機関や非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）が保健サービス提供を維持するために支援を行っている。また、DPO も新型コロナウイルス流行の長期化に伴って精神衛生を保つための情報発信などを行っている³³。パラレルレポートでは、ザンビア政府は緊急時に障害者が保健サービスを受ける権利に対して十分な対応を行っていないと指摘しているものの、その詳細については記載されていない³⁴。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

教育省は長期にわたる学校閉鎖に伴い、テレビやラジオ、インターネットを利用した遠隔教育を実施している。しかしながら、障害者や難民を含む低所得者層や農村部の児童・生徒は、テレビやラジオ、インターネットへのアクセスがない、あるいは安定した電気供給がないため、遠隔教育へのアクセスは非常に限られている³⁵。パラレルレポート³⁶では、コロナ禍において特定の障害者が明らかに排除されている点を指摘している。特に、情報通信技術を使用した教育手法において顕著である点を指摘しており、今後の「ニューノーマル（新常態）」な教育システムにおける障害者に対する配慮を求めている。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

視覚障害者は移動の際に介助者や公共の物に触れることが多い。Sightsavers が障害者グループに実施したインタビューによれば、移動のために手を繋ぐ介助者との感染対策や介助者へのマスクや消毒液の配布等のサービスが必要である³⁷。

³² United Nations Zambia（2020）参照。

³³ <http://disabilityrightswatch.net/tag/covid-19/>（参照 2021-01-23）

³⁴ デイスアビリティ・ライツ・ウォッチのパラレルレポート参照。

³⁵ [https://www.wvi.org/sites/default/files/2020-](https://www.wvi.org/sites/default/files/2020-07/Policy%20Brief_COVID%2019%20%26%20Its%20Impacts%20on%20Children%27s%20Education%20in%20Zambia.pdf)

[07/Policy%20Brief_COVID%2019%20%26%20Its%20Impacts%20on%20Children%27s%20Education%20in%20Zambia.pdf](https://www.wvi.org/sites/default/files/2020-07/Policy%20Brief_COVID%2019%20%26%20Its%20Impacts%20on%20Children%27s%20Education%20in%20Zambia.pdf)（参照 2021-01-23）

³⁶ デイスアビリティ・ライツ・ウォッチのパラレルレポート参照。

³⁷ <https://campaigning.sightsavers.org/story/zambia-disability-groups/>（参照 2021-01-12）

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者を含む低所得者層は、非公式セクターにおける収入として生活している者が多く、感染予防 5 原則の④群衆を避けて家にいるという方針は、新型コロナウイルス流行の長期化に伴い直接的な影響を受ける。普段路上で物乞いをして生活費を得ている障害者も多く、家にいなければならないという原則に従うと食料を買う現金が手に入らない。新型コロナウイルスに感染する怖さに加え、飢えによって死ぬかもしれない恐怖があるなどの訴えが報告されている³⁸。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

保健省は NGO である Amref Health Africa と協力し、視覚障害者を対象とした新型コロナウイルスに関する情報教育通信冊子 3,000 冊を点字で作成し、印刷した³⁹。しかしながら、Sightsavers が障害者グループに実施したインタビュー⁴⁰によれば、これらの冊子が視覚障害者の手に渡っていない。また、同インタビューによれば、一般的な感染予防の他に、車いすや支援機器の消毒の必要性や視覚障害者の介助者が注意すべき行動等の障害者特有の情報にはアクセスできない。また、公共・商業施設における手洗いが推奨されている一方で、手洗い場への障害者のアクセシビリティは確保されていない。パラレルレポート⁴¹でも、新型コロナウイルスに関する情報が障害者にもアクセシブルな形で提供されていない点や、障害種別の危険因子など適切な情報が提供されていない点を指摘している。特に、触覚を使って情報にアクセスしたりコミュニケーションを図ったりする盲ろう者に対して適切な配慮を提供すべきと訴えている。

³⁸ <https://campaigning.sightsavers.org/story/zambia-disability-groups/> (参照 2021-01-12)

³⁹ <https://www.focusonafrika.info/en/covid-19-information-in-braille-for-blind-people-in-zambia-amref-nobody-left-behind/> (参照 2021-01-12)

⁴⁰ <https://campaigning.sightsavers.org/story/zambia-disability-groups/> (参照 2021-01-12)

⁴¹ ディスアビリティ・ライツ・ウォッチのパラレルレポート参照。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ザンビア障害者連合 (Zambia Federation of Disability Organizations: ZAFOD)	DPO の母体組織であり、12 の団体が加盟している。障害者の権利保護及び推進を主たる目標としており、CRPD 批准や障害者法制定、国家障害政策策定等の過程に参加している。障害者人権監視 (Disability Rights Watch) とともに CRPD のパラレルレポートを執筆、提出した。
ザンビア全国ろう協会 (Zambia National Association of the Deaf: ZNAD)	聴覚障害者の権利推進、エンパワメント、及び手話の普及を行う。ザンビア障害者連合の加盟団体である。
ザンビア盲人新財団 (New Foundation of the Blind in Zambia: NEFOBZA)	視覚障害者の権利推進やエンパワメントを中心とした活動を行う。ザンビア障害者連合の加盟団体である。
障害児父母協会 (Parents Partnership Association for Children with Special Needs: PPACSN)	2000 年に障害児の父母によって設立された。特別な支援が必要な子どもの権利を守り、周知させるため、情報やサービスについて発信している。保健、教育、技術訓練、レクリエーション、障害評価等活動範囲は多岐にわたる。ザンビア障害者連合の加盟団体。
ザンビア精神衛生利用者ネットワーク (Mental Health Users Network of Zambia)	2000 年に設立され、精神的な障害に関する啓発活動を行う。障害者の問題やニーズの明確化、計画立案、実施、評価等をともに行い、支援する。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
ディスアビリティ・ライツ・ウォッチ (Disability Rights Watch)	2010 年の CRPD 批准を受けて、2011 年に設立された。CRPD の原則に準拠した障害者権利運動や各種プログラム、啓発活動が行われることを監視する。CRPD のパラレルレポートを執筆、提出した。
ザンビア障害者雇用協会 (Zambia Association for Employment of Persons with Disabilities)	障害者の雇用と技術訓練を推進する目的で設立された。特に、社会の中で疎外されやすい知的障害者の就労支援を中心に行っている。
アンダー・ザ・セイム・サン (Under the Same Sun)	アルビノに対する差別収束を目的に結成された市民社会団体。啓発活動や教育を通してアルビノを標的とした攻撃や殺人を撲滅する活動を実施している。CRPD のパラレルレポートを執筆、提出した。
ヒドゥン・ボイス・スクール (Hidden Voice School)	首都ルサカ市の人口が密集し、かつ最も貧しい地域に設立された特別支援学校。父兄協会やアイルランド、アメリカ等の NGO から指導や資金援助を受けている。本団体から JICA 青年研修に参加した実績がある。

4. 参考資料

- Government of Zambia (2017) *Initial report submitted by Zambia under article 35 of the Convention, due in 2012*
- Government of Zambia (2017) *Seventh National Development Plan 2017-2021*
- Government of Zambia (2020) *Sustainable Development Goals Voluntary National Review 2020*
- Government of Zambia (2018) *Zambia National Disability Survey 2015*
- Human Rights Commission (2020) *An Independent Report Submitted by the Human Rights Commission of Zambia to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*
- Human Rights Watch (2020) *Alternative Report on the Implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Zambia*
- Pedro Arruda and Laura Dubois “A brief history of Zambia’s Social Cash Transfer Programme” June 2018
- Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority (2020) *Annual Report 2019*
- Under the Same Sun (2020) *The Situation of Persons with Albinism in Zambia: A Report to the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities*
- United Nations Zambia (2020) *Socio-Economic Response to COVID-19 Report: Contribution to GRZ COVID-19 Multi-Sectoral Contingency Plan and Recovery Efforts*
- Zambia Agency for Persons with Disabilities (2017) *Strategic Plan 2017-2021 Promoting Inclusive and Sustainable Development*

JICA (2009) 『国別障害関連情報 ザンビア国』

<ウェブ情報>

- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
 (参照 2021-01-12)
- JICA (2015) 『課題別指針 障害と開発』 https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf (参照 2021-01-12)